

### 1. 四つの原則

#### 全ての人にやさしいまちづくり (ユニバーサルデザイン)の原則

障害のある人もない人も、地域の中で共に暮らしていくためには、身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者、発達障害者を含む全ての障害のある人がない人と同じように日常生活を送れる生活環境が必要です。また、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障害者のみならず、荷物を持った人や、ベビーカーを持った子連れの人など、武蔵野市を訪れる全ての人にやさしい環境づくりが必要とされています。これを実現するためには、道路や建物等のバリアフリー化などハード面の環境整備を行う一方、高齢者、障害者等に対する理解と協力を促す心のバリアフリーの推進など、ソフト面でも人にやさしいまちづくりを行っていくというハード・ソフト両面を含む包括的な考え方が重要です。本市では、平成5年度に掲げたTWCCの理念に基づき、平成14年度に交通バリアフリー基本構想を策定し、福祉のまちづくりを着実に進めてきました。本構想においても、このTWCCの理念を踏まえるとともに、特定の人にとってのバリアフリーを超えて全ての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。

※平成5年度に策定した第三期基本構想において本市が独自に掲げた、『高齢者にやさしいまちは、障害者にも他の全ての人にもやさしいという福祉的視点で将来を見通し、道路・住宅・交通・公共施設などの都市基盤を整備する(TWCC: Total Welfare Configured City)』というまちづくりの基本理念

#### 市民参加の原則

「市民参加」が地方自治の原点であることから、本市は、基本構想・長期計画において、先駆的に独自の市民参加方式を取り入れ、「市民参加」による施策の計画、事業の実施を進めてきました。本構想においてもこの「市民参加」の伝統を継承し、①基本構想策定への参加、②事業実施への参加、③基本構想実現への参加の機会を確保します。

バリアフリー化を推進していくためには、市民と行政の信頼に基づく積極的な市民の参加が重要であるとともに、障害のある人とない人との相互理解が不可欠です。そこで、特定の人のためのバリアフリーではなく、全ての人にやさしい「ユニバーサルデザインのまちづくり」を実践するために、行政だけではなく、武蔵野市民及び市内の企業・団体は、積極的にバリアフリーの推進に努めるものとしします。

#### 拡大の原則

バリアフリー基本構想は、バリアフリー新法に基づき主務大臣が定める『移動等円滑化の促進に関する基本方針』にしたがって、整備すべき地区を指定するとともに、旅客施設、道路、都市公園、建築物等について移動等円滑化のための事業に関する基本的事項を定め、重点的かつ一体的なバリアフリー整備を実施するものです。区域と年限を区切って実現することを明確にするところに特徴があります。本構想では、バリアフリー新法の定める特定事業に加え、ユニバーサルデザインのまちづくりに寄与する事業について明示するとともに、推進すべき方向性を可能な限り示します。また、重点整備地区

の整備を最優先しますが、その他の地区についても重点整備地区の進捗を踏まえ、市全体のバリアフリー化の実現を目指して必要な施策を進めます。

## 実現保障の原則

本構想を実現するために、策定後各事業者はバリアフリー新法に基づく特定事業計画を、市は特定事業以外のバリアフリー化事業についての事業計画を作成します。これらの事業計画及び本構想が適正に実現することを保障するために、移動等円滑化の進捗状況を適宜把握するとともに、高齢者、障害者等の意見を反映させ、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を図る仕組みを作ります。

旧基本構想で未完了の特定事業については、事業内容を継承します。ただし、他事業との連携により効果的に事業化が進められる可能性や早期事業化が困難な場合については、段階的な取組み方法を位置付けるものとします。また、事業推進にあたってはバリアフリーについての市民への啓発活動を積極的に行い、本構想の内容や事業計画づくり、バリアフリー化事業の進捗状況などについて広く市民へ周知します。

## 2. 基本的な方針

### 1) 重点整備地区のバリアフリー化の推進

バリアフリー新法に基づく重点整備地区を設定する場合、以下の要件が求められます。

#### \* 配置要件

生活関連施設が徒歩圏内に集積している面積がおおむね400ha未満の地区であって、

生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であること。

連続的な移動に係る移動等円滑化の確保の重要性に鑑み、特定旅客施設を含む重点整備地区を設定することが引き続き特に求められる。

#### \* 課題要件

高齢者、障害者等の移動や施設の利用状況、諸機能の集積の実態、想定される事業の実現可能性等から総合的に判断して当該地区における事業に一体性があり、事業の実施が必要であると認められること。

#### \* 効果要件

移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることが、高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など、都市が有する様々な機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められること。

市内の旅客施設は、JR及び京王電鉄吉祥寺駅・JR三鷹駅・JR及び西武鉄道武蔵境駅の3駅であり、この周辺地域は、いずれも配置要件・課題要件・効果要件を満たしています。ユニバーサルデザインによるまちづくりを着実に進めていくためにも、3駅周辺地域の全てを旧基本構想に引き続きバリアフリー新法に定める重点整備地区とします。

### (1) 生活関連施設のバリアフリー化の推進

生活関連施設とは、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設です。平成21年度に実施したアンケート調査及び個別ヒアリング調査を踏まえ、3駅周辺の実情に応じて定めます。バリアフリー新法の目的が生活関連施設及び施設間を結ぶ経路の移動等円滑化となることから、その起終点となる生活関連施設の設定が重要になります。

効率的で効果的なバリアフリー化を進めるためには、高齢者、障害者等の利用が多い施設について優先的にバリアフリー化を推進する必要があります。そこで、特定旅客施設のほか、アンケート結果等による利用者が多い施設や、特定の利用者層がいる施設、旧基本構想で位置付けている施設、生活関連経路沿道にあり、高齢者、障害者等の移動を支援する機能を持つ都市公園などを生活関連施設として設定します。

上記の考え方に基づき設定された施設については、鉄道事業者、公園管理者、建築主等との協議により、バリアフリー化の内容を定めた特定事業を位置付けます。

### (2) 生活関連経路のバリアフリー化の推進

生活関連経路とは、重点整備地区内における生活関連施設相互間の経路です。先に示した生活関連施設同士を結ぶ経路を基本に、高齢者、障害者等の利用実態を考慮しバス停留所からのアクセスも踏まえ設定します。また、近隣市の定める生活関連経路との連続性に配慮するなど、行政界を越えた一体的なバリアフリー化の推進を図ります。

## 2) 全市的なバリアフリー等の推進

重点整備地区では、生活関連施設や生活関

連経路における重点的かつ一体的な移動等円滑化の事業について定め、優先的に事業を推進していきますが、事業を定めていない施設や経路、また、ソフト的な施策についても推進を図っていく必要があります。

そのため、本構想では、全市的な視点から、福祉交通や、心のバリアフリー、公共サイン・公共施設サイン、既存公共施設のバリアフリー化などの取組みの内容を定め、特定事業等の推進と併せて積極的に取組みを進めていきます。

また、その他重点整備地区外で行うバリアフリー化については、改めて第5章で述べることにします。

### 3. 個別方針（移動等円滑化に関する事項）

生活関連施設及び生活関連経路等のバリアフ

リー化を実施する際に活用する基準やガイドライン、条例などを以下に整理します。

種別	項目	名称	所管など 作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 平成18年12月
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成18年12月
	路外 駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 平成18年12月
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
都市公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月	
移動等円滑化整備 ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン【旅客施設編】【車両等編】	国土交通省 平成19年7月
	道路	道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成20年2月
	都市公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成20年1月
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省（監修） 平成19年
その他の 条例等	公共交通・ 道路・公園・ 建築物等	東京都福祉のまちづくり条例	東京都 平成21年3月
	建築物	東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）	東京都 平成18年12月
	駐車場	東京都駐車場条例	東京都 平成14年12月

## 1) 公共交通特定事業

鉄道駅については、旧基本構想に基づく特定事業が着実に推進されており、三鷹駅では全ての特定事業が完了しています。また、改良中の吉祥寺駅は平成25年度、JR武蔵境駅は平成24年度を目途に駅舎が完成し、旧基本構想に基づく特定事業が完了する見込みです。工事中に際しても連続した明快で簡潔な経路や案内・誘導の確保に努めるとともに、引き続き、移動等円滑化基準等に基づいた整備を推進します。また、バリアフリー化された経路が確保されている施設においても、さらに利便性を向上し、誰でも安心して移動できる環境とするため、新たに法の対象となった知的障害者、精神障害者、発達障害者の心理や行動の特徴を理解し、案内や対応ができる係員を充実させること、他の交通手段への円滑な乗り換え・市街地への移動が図れるように、事業者間で連携し、情報提供手段を充実させることなど心のバリアフリーに配慮し事業を推進することとします。



バス事業については、旧基本構想の策定以降、代替車両は全てノンステップ・ワンステップ車両としており、約90%が低床式車両となっています。その他、停留所への上屋の設置やバスロケーションシステムの導入、乗務員の教育など、各事業者で移動等円滑化の取組みを進めています。

引き続き、代替車両についてノンステップバスなどの低床式車両を導入することや、バス停留所における行き先表示・音声案内等の改善、ベンチや上屋の設置、利用者が円滑に乗降できる構造への改善等を進めます。また、情報提供・交通案内については、市や事業者間の連携のもと、駅前広場などの交通結節点を中心に、配置の見直しやデザイン・仕様の統一化を図ります。



加えて、更なるサービスの向上を図るため、バス停留所では歩道に正着し、ニーリングすることや、状況に応じたアナウンス（声掛け）を乗務員が心掛けます。また、新たに法の対象となった知的障害者、精神障害者、発達障害者の心理や行動の特徴等を理解し案内や対応することについて、接遇教育を充実するなど心のバリアフリーに配慮し事業を推進することとします。



## 2) 道路特定事業

旧基本構想で定めた特定事業は、個別的な段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの整備などにおいて一定の進捗を見ているが、地域全体の移動等円滑化の実現には至っていない状況です。

旧基本構想で定めた特定経路は、国の定める特定道路に指定されており、改修にあたっては移動等円滑化基準に適合させる必要があります。その他の生活関連経路についても、引き続き、移動等円滑化に向けた整備を推進します。

特に、地域の一体的なバリアフリー化を図る視点から、関係者間の連携により、接続する沿道施設との段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保、利用者が円滑に乗降できるバス停留所の構造への改善等に配慮することとします。また、工事中も含め、わかりやすい案内や誘導を行うこと、歩道上に置かれた商品や看板などの不法な占有物に対する指導・取締りを継続的に行うことなど心のバリアフリーに配慮して事業を推進することとします。

### (1) 複断面道路(歩車道分離型道路)における方針

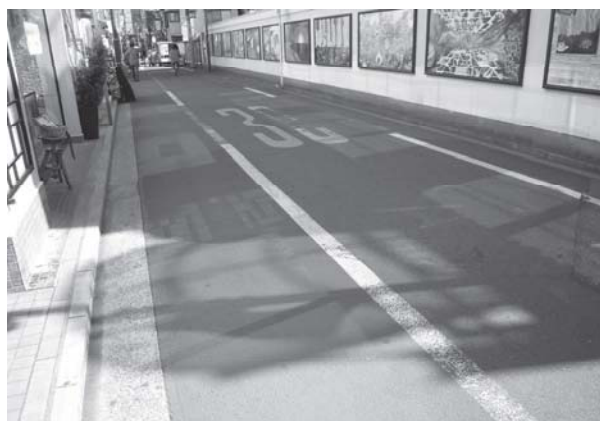
複断面の生活関連経路については、移動等円滑化基準等に基づき、関係する事業者や沿道施設の管理者と連携して主に以下のようなバリアフリー整備を推進します。



- \* 歩道はセミフラット型を基本とし、マウン  
トアップ型も含め連続して2mの幅員を確保  
します。
- \* 連続して2mの幅員が確保できない場合  
であっても、車いすがすれ違うことのできる  
ように可能な限り歩道の部分的な拡幅を行  
います。
- \* 歩道は、平坦で、滑りにくく、かつ、水は  
けのよい仕上げ（透水性舗装）とします。
- \* 波打ち歩道を解消し歩道をフラット化します。
- \* 歩道の形態に支障がない範囲で、沿道施設  
との段差の解消や勾配の改善を図ります。
- \* 視覚障害者の移動の円滑化のために必要で  
あると認められる箇所に視覚障害者誘導用  
ブロックを設置します。
- \* バス事業者と連携し、バス停留所は利用者  
が円滑に乗降できる構造とします。

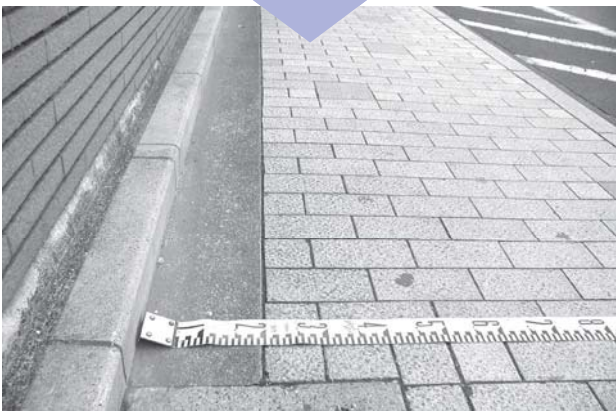
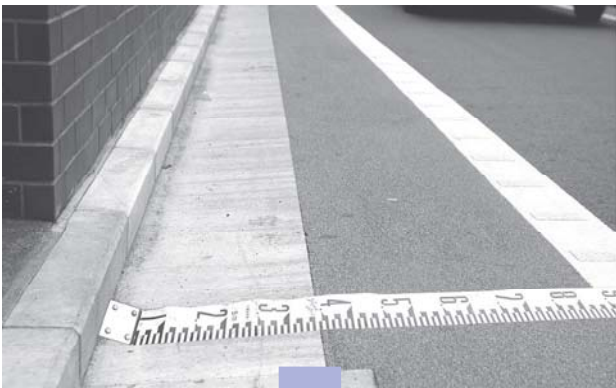
### (2) 単断面道路(歩車道一体型道路)における方針

単断面の生活関連経路においては、移動等円滑化基準等に基づき、必要に応じて関係する事業者や沿道施設の管理者と協議を行い、高齢者、障害者等が安全で快適に移動できるように、主に以下のようなバリアフリー整備を推進します。



- \* 車道の幅員の縮小等により、歩道の設置に  
努めます。
- \* 車道の形態に支障がない範囲で、沿道施設  
との段差の解消や勾配の改善を図ります。

- \* 歩道を設置できない場合は、「歩行帯」と位置付け、全幅員から必要な車道幅を減じた幅員で設定します。
- \* 歩行者の安全確保を行うため「車道帯」と「歩行帯」で舗装の色を変えるなどして、視覚的な区分を行います（路側帯のカラー舗装化）。
- \* L形側溝を狭小化し「歩行帯」の水平面をより広く確保します。



- \* 横断歩道に接続する「歩行帯」の部分について、視覚障害者が横断歩道を認知できるような工夫をします。
- \* 視覚障害者の移動等の円滑化のために必要であると認められる箇所に視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
- \* 交通管理者と協議して、車両の進入制限や一方通行化など交通規制の実施を検討します。

### 3) 路外駐車場特定事業

建築物や都市公園に付随する路外駐車場について、それぞれの特定事業を設定するにあたり、移動等円滑化基準等に基づき、車いす使用者用駐車施設のバリアフリー整備等を推進します。

また、その他の路外駐車場については、荷捌き対策やその他のバリアフリー化に資する事業への協力を施設設置管理者に求めています。



#### 4) 都市公園特定事業

都市公園については、移動等円滑化基準等に基づき、高齢者、障害者等が安全で快適に利用できるように、移動しやすい園路の確保や、わかりやすい案内・誘導施設の整備、多機能トイレの環境を整えるなど、利用しやすい特定公園施設のバリアフリー整備を推進します。

生活関連経路の沿道の都市公園については、高齢者、障害者等の移動を支援する施設として、出入口の段差解消や、休憩できるベンチの設置など可能な整備を行うこととします。

また、高齢者、障害者等への配慮について、他の利用者へ意識啓発を行うことなど、心のバリアフリーに配慮して事業を推進することとします。



#### 5) 建築物特定事業

生活関連施設に指定された建築物においては、移動等円滑化基準等に基づき、高齢者や障害者等が安全で快適に利用できるように、移動等円滑化経路等のバリアフリー整備を推進します。

また、施設の老朽化の状況や構造上の問題などから完全なバリアフリー化が困難な場合であっても、実施可能な改良を行うとともに、人によるサポートやサービスを充実させ、誰もが使いやすい施設を目指す必要があります。

これらを踏まえ、建築物特定事業の実施にあたっては、特に、関係者間の連携による接続する道路との段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保、わかりやすい案内表示の整備など、建築物と道路の連続性に配慮することとします。また、エレベーターや多機能トイレなどの設備がそれらを必要とする人に優先的に利用されるような仕組みづくりや、新たに法の対象となった知的障害者、精神障害者、発達障害者の心理や行動の特徴等を理解し、適切に対応ができる係員を充実するなど、心のバリアフリーに配慮することとします。





## 6) 交通安全特定事業

旧基本構想に基づく特定事業で、主要な経路上の信号機は全て音響式に改良され、標示・標識の高輝度化が完了しています。また、横断歩道にエスコートゾーンを設置するなど、安全性の向上が図られており、着実に移動等円滑化が推進されています。一方、継続的なマナー啓発や、バリアフリー対応信号機の利用方法についての周知が必要です。引き続き、重点整備地区内の信号機、標識等について、移動等円滑化基準に基づく整備を推進します。

特定事業の実施にあたっては、音響式、高齢者感応式、残り時間表示式信号機等の更なる導入、視覚障害者誘導施設（エスコートゾーン）の設置、高齢者、障害者等が安全に横断歩道を渡るために必要な信号の青時間の確保を行うこととします。また、バリアフリー対応信号機の利用やバスの正着等を妨げる違法駐車への対策、歩行者の安全性を損なう自転車利用に対する継続的なマナー啓発など心のバリアフリーに配慮することが必要です。



## 7) その他の事業

### (1) 駅前広場

- \* 駅前広場は、交通結節点として、また地域の活性化及び顔づくりに寄与する場所として重要な施設です。しかしバリアの生じやすい所でもあるので、安全で快適に乗り継ぎできるよう駅前広場の整備または再整備を進めます。
- \* 駅前広場には視覚障害者誘導用ブロック、文字及び音声による案内設備及びベンチを設置します。視覚障害者等が間違った情報を得ないように、バス停留所における音声案内を適切に行います。
- \* 移動等に制約のある人の送迎が、安全で便利に行えるよう配慮します。

### (2) その他交通対策

- \* 吉祥寺駅については、南北通路の自由通路化、拡幅及び直線化を図り、高齢者、障害者等にわかりやすく移動しやすい空間に改良します。
- \* 武蔵境駅については、南北の駅前広場を結ぶ通路を整備し、交通結節点の機能向上を図ります。
- \* 武蔵境駅については、駅舎と駅前広場、店舗をつなぐ駅舎連続施設（北側）を整備し、駅周辺施設利用者の利便性の向上を図ります。
- \* 生活道路における通過交通を排除するために、都市計画道路網の整備促進を隣接区・市及び都に対し求めていきます。

## 4. その他の事項

### 1) 福祉交通

本市では、移動に制約のある人の外出支援事業として、移送サービス「レモンキャブ」とリフトタクシー「つながり」を実施しています。

レモンキャブは、バスやタクシーなどの公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者の外出を支援するための移送サービス事業です。本事業では、商店主を中心とした地域のボランティアが福祉型軽自動車(レモンキャブ)を運転し、個別ニーズに応じたサービスを提供しています。平成21年度の利用会員数は860人、利用件数は約19,000件で、近年は共に増加傾向にあります(平成22年度版「武蔵野の福祉」による)。利便性の高いサービスの提供により、利用者から高く評価されている本事業ですが、今後も継続し



てサービスを提供するためには、運行システムの改善、運行管理者・運行協力員の確保、車両の更新や福祉有償運送制度上の問題など、検討を必要とする様々な課題があります。そのため、運行管理者や運行協力員の確保の方策や運営システムの改良等について、検討をしていきます。

リフトタクシー「つながり」は、車いす使用者や寝たきりの要介護者等の移動を支援することを目的に、市がタクシー事業者に対して、リフトタクシー運行事業に要する経費の一部を補助するものです。事業としては、高い評価を得ていますが、利用者への周知不足の指摘や運行時間帯延長の要望があります。そのため、市広報や公共交通の案内とあわせた情報提供などによって、一層の利用促進を図るとともに、サービスの充実方策について検討します。

また、バス交通の利用には不便を感じているもののレモンキャブやつながりの利用の条件には該当しない高齢者も多く、新たな移動手段へのニーズが高まっています。そのため、レモンキャブとバス交通の中間のニーズを把握し、タクシー等を利用したデマンド交通サービスを検討します。

平成20年度には市が主体となり、地域の交通を検討する地域公共交通活性化協議会を設置しました。市民や民間事業者と共に、高齢者、障害者等に対する移送サービスのあり方について考えていきます。

事業者	事業内容	前期	後期	展望期
		5年以内	6~10年	11年以降
武蔵野市	車両の買い替えを進めます。(レモンキャブ)			
	運行協力員の公募を行います。(レモンキャブ)			
	事業の周知に努めます。(つながり、レモンキャブ)			

## 2) 心のバリアフリー

移動等円滑化の促進に関する基本方針では、移動等円滑化を進めるためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民の高齢者、障害者等に対する理解と協力、すなわち国民の「心のバリアフリー」が不可欠であるとしています。

そのうえで、国民の責務として、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないこと、必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすること等の支援により、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用に積極的に協力することが重要であるとしています。

また、地方公共団体の責務として、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めることが定められています。

特に、新たな法制度で対象として追加された知的障害者・精神障害者・発達障害者については、人との関わりあいやコミュニケーションが苦手であるなど、周りの人の理解と協力が重要であり、安心して移動や施設の利用ができるように、利用者の困難さを理解し、状況に応じて適切な対応ができるような取組みが必要になります。

本市では、武蔵野市健康福祉総合計画において「こころのバリアフリーの推進」を掲げており、これまで普及・啓発活動、地域交流、福祉教育の体系化の推進として、「市民こころの健康相談支援事業」の実施、「むさしのあったかまつり」の開催、小中学生へのボランティアプログラムの提供、ふれあい福祉学習検討委員会による福祉学習プログラムの展開など、心のバリアフリーに関する様々な事業を推進してきました。

本構想では、これらの取組みを継続するとともに、移動等円滑化の促進に関する基本方針を踏まえ、「高齢者、障害者等に対する理解促進」、「高齢者、障害者等の移動や施設の利用を妨げないこと」、「高齢者、障害者等の移動や施設の利用の手助け」を心のバリアフリーの基本的な考え方とし、庁内の取組みだけでなく、各特定事業者に対しても職員教育等を通じた心のバリアフリー推進について協力を求め、ハード・ソフトが一体となった総合的な移動等円滑化を進めていきます。また、市は各特定事業者に対し、必要に応じて心のバリアフリーに関する情報提供を行い、取組みの水準を高めるよう努めていきます。

それぞれについて、継続的な取組みが必要な事項、今後取組みを検討する事項を次に整理しました。



### 高齢者、障害者等に対する理解促進

＜取組みの方向性＞

- \* これまで取り組んでいる講座や教育プログラムなどの施策を継続しながら、内容の充実に努めます。
- \* 高齢者、障害者等を理解するため、市民、事業者、行政などとの交流の機会づくりを進めます。
- \* 地域のイベントなどへ的高齢者・障害者の参加を進めます。



- \* 啓発、交流及び学習は、市民、事業者、行政及び学校が連携して行います。

### 高齢者、障害者等の移動や施設の利用を妨げない

<取組みの方向性>

- \* 自転車利用に関するマナーの向上を図るため、引き続き、広報、イベント、学習会及び教育の場を通じ、啓発に努めます。
- \* 生活関連施設や生活関連経路について、引き続き、各特定事業者が適切な維持管理に努め、常に利用を妨げないよう配慮します。
- \* 施設整備にあたり、計画段階から市民意見を取り入れることにより、高齢者・障害者等の施設利用に不具合が生じないように努めます。

### 高齢者、障害者等の移動や施設の利用の手助け

<取組みの方向性>

- \* 各特定事業者は職員研修などを通じて高齢者、障害者等に適切な対応ができるよう接遇の向上に努めるとともに、案内支援サービス等の充実を図ります。
- \* コミュニケーションボードや筆談用具など、コミュニケーション支援ツールの導入を推進し、これらの存在を示すための表示の掲示を施設管理者に依頼していきます。



- \* バリアフリー情報を掲載したマップの作成・更新やバリアフリーに関する情報提供を進めます。

特定事業者が取り組む事項は「第3章 地域別構想、4. 特定事業及びその他の事業」で示し、その他については以下に示すこととします。

また、円滑な移動を妨げる違法駐車や違法駐輪への対策は、第3次武蔵野市市民交通計画の内容を踏まえ、「5. その他」で別に示すこととします。

事業者	事業内容	前期 5年以内	後期 6~10年	展望期 11年以降
武蔵野市	小中学生を対象とした福祉教育を推進します。			
	市民を対象とした講座を開講します。			
	障害者等との交流を促進します。			
	行政職員への研修の充実を図ります。			
	啓発用冊子の配布・周知を行います。			
	コミュニケーションボードの設置を検討します。			
	バリアフリーマップ改訂版の発行を行います。			
	「まち案内所」の設置に向け検討を行います。			

### 3) 公共サイン・公共施設サイン

公共空間に設置される主に歩行者を対象としたサイン（本構想で公共サインとする）は、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」や「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」、「国内外旅行者のためのわかりやすい歩行者用案内サイン標準化指針」など、サイン整備の統一を図るべく各種基準や指針、ガイドラインが定められています。

サインには以下の種類があり、それぞれを連携させて適切に設置する必要があります。

#### 案内サイン

地域内の事物の所在や位置関係などを確認するためのもので、地図で表現される。

#### 誘導サイン

歩行者を目的の事物まで導くもので、矢印・目的地名・略図・距離などで表現される。

#### 位置サイン

対象物の所在地において名称や用途を示し、他のものと認別するためのもので、文字・記号・ピクトグラム（絵文字）などで表現される。

#### 説明サイン

情報の送り手の意図を説明、または事物の内容・歴史などを解説するもので、文字・図・ピクトグラム（絵文字）などで表現される。

#### 規制サイン

安全やルールを保つための行動を促すもので、禁止・注意・指示の内容が文字・ピクトグラム（絵文字）などで表現される。

市内の公共サインについては、駅周辺の総合的な案内の不足や、目的地までの連続的な案内の不足、バス停など、駅から離れた場所での案内の不足、表記内容の不統一などが指摘されています。また、方向感覚を失う場合があるため、

まちなかでの案内が有効であるとの意見もあり、来街者だけでなく市民にとっても案内サイン、誘導サインの充実が必要です。現状の問題点として、サインの存在を識別することができないこと、情報を読むことができないこと、情報を理解することができないこと、必要とする場所に存在しないことなどがあげられます。



また、建築物内においても表記内容の不統一や道路との連続性の確保が課題となっており、特に公共建築物内に設置されるサイン（本構想で公共施設サインとする）では、公共サインの方針に準じた統一的な対応の必要性が高いといえます。



そのため、公共サイン及び公共施設サイン等の設置にあたっては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れて以下の基本方針を定めました。

なお、本方針に準拠するサインは、道路空間に設置される歩行者用のサイン、都市公園・公共建築物におけるサインとし、駅やバス停留所、民間建築物、路外駐車場におけるサインについては、本方針を参照するものとします。

### 基本方針① 認識性

高齢者、障害者、外国人など、誰でも容易に認識、理解できる構造・設置方法・内容とする。

### 基本方針② 統一性

関係主体の連携により、情報の乱立を防ぐとともに、同じルール・様式による案内サインの設置を推進する。

### 基本方針③ 連続性

サイン相互の関連性を調整し、人の動きに応じて目的地までの連続的な誘導や全体との位置関係がわかる案内を確保する。

### 基本方針④ 継続性

適切な維持管理により、正確な情報や見やすさ・利用しやすさを継続的に確保する。

### 基本方針⑤ 効率性

民間事業者との連携や協力により、効率的な

つ効果的なサインの設置、維持管理を行う。

なお、市全域における統一的なわかりやすさを確保するために、本方針に基づき、公共サインガイドラインを策定することとし、次にその基本的な考え方を示します。

- \* バリアフリー経路や誘導する経路上の適切な位置に、わかりやすくサインを配置します。
- \* 誰もがわかりやすいように、サインの表示面で使用する文字の書体、色、大きさ、内容、図記号などについて機能的で無駄のない内容とします。
- \* 誰もが見やすく、見つけやすいサインデザインとします。
- \* サインの機能を保持するために、内容の更新や清掃・修繕など適切な維持管理を行います。
- \* 連続的な案内や効率的なサイン配置を実現するため、関係主体と適切な連携を図ります。

事業者	事業内容	前期	後期	展望期
		5年以内	6~10年	11年以降
武蔵野市	公共サインガイドラインを策定します。			

## 4) 既存公共施設のバリアフリー化

平成18年に交通バリアフリー法とハートビル法が統合・拡充され、バリアフリー新法が施行されました。また、新法の施行を踏まえ、平成21年に東京都福祉のまちづくり条例が改正されました。これらの施行により、施設の新築・改築等に際しては定められた基準への適合遵守義

務が、既存施設には適合努力義務が課せられました。本市では既存公共施設のバリアフリー化の状況調査を進めており、今後は新法や条例の基準に沿った整備を進めていくこととなります。

しかしながら、法的または物理的な制約が発生することや改善内容によっては多額の費用が生じること、また一定期間、施設機能が休止してしまうこと等から基準に準じた整備が困難な

場合があります。そのため、目指すべき整備水準が不明確となり、既存公共施設の整備に際し、統一的なバリアフリー化が図れないことが想定されます。

また、基準は新築・改築時を想定したもので、整備の優先順位が定められていないため、改善できる箇所の部分的な整備を推進した結果、バリアフリー化の連続性が不足し、効果の発現が限定的になることが懸念されます。

本市は、前述の課題に対応し、実効性のある整備を進めるため、優先的に整備する事項の提示、施設の優先順位の設定、実現可能な整備方法の整理を行うことを目的に、市有公共施設を対象とした整備方針を策定することとし、次にその基本的な考え方を示します。

### 敷地入口から案内まで支障なく、円滑に入れるよう整備を進めます

- \* 敷地の入口や駐車場からの主な経路を利用し、案内へ円滑に移動できるように、通路幅員、扉、段差及び傾斜路の整備を進めます。

### 円滑に入ることができる階で、主たる目的の達成のための行動に支障が生じないよう整備を進めます

- \* 案内から主な経路を利用し、利用居室、トイレ、子育て支援設備及び昇降設備へ円滑に移動できるように、通路幅員、扉、段差及び傾斜路の整備を進めます。

### 多機能トイレ及び子育て支援環境の整備を検討します

- \* 車いす利用者用トイレの整備を進めます。
- \* オストメイト用汚物流しを福祉施設に整備し、併せて不特定多数が利用すると考えられる施設にも整備を進めます。
- \* ベビーチェアについて子育て関連施設から整備を検討します。
- \* ベビーベッドについて一定規模以上の子育て関連施設から整備を検討します。



### 上下階への移動が支障なくできるよう整備を検討します

- \* 不特定の利用が見込まれる施設のうち、階数の多い施設から設置検討します。

事業者	事業内容	前期 5年以内	後期 6~10年	展望期 11年以降
武蔵野市	整備方針を策定します。	■		
	整備方針に基づき整備を推進します。	■		



## 5) その他

### (1) 違法駐車対策

吉祥寺駅周辺では、駐車場案内、満空情報システムを拡充するとともに、駐車場のガイドマップを適宜更新し、商店会、案内所等の協力のもとで無償配布します。また、民間駐車監視員制度導入後の違法駐車の状態について、その推移を確認するとともに、必要に応じて市民団体や関係機関と連携し、意識啓発、指導強化及び取締り等による違法駐車対策を検討します。

### (2) 放置駐輪対策

駅からおおむね300mの範囲に位置する自転車・ミニバイク放置禁止区域は、商業集積地であるため、歩行者が多く、安全・安心な歩行環境の確保や防災上の観点から特に放置駐輪対策を進めることが重要になります。そのため、駐輪場の新設や立体化等により収容台数を拡充しつつ、既存の駐輪場には短時間無料制度やフリーゾーン（定期利用ゾーンを一時利用として運用する）の導入により駐輪場への誘導策を推進します。

### (3) 駐輪場の整備

放置駐輪を防止するため、啓発活動の実施とあわせ、「自転車等総合計画」や「三駅周辺自転車等駐車場整備計画」に基づき、鉄道事業者や商店会と連携し、駐輪場整備を進めていきます。

### (4) 荷捌き対策

吉祥寺駅周辺では、路上荷捌き車両の排除・減少を目的とした、民間の時間貸し駐車場を活用した荷捌きカード事業や共同集配送事業を推進し、交通環境の改善や回遊性の向上を目指します。

### (5) 業者及び商業者団体の協力

\* 看板や商品台等が路上に放置されることのないよう、「吉祥寺環境浄化作戦」の充実を検討することを求めます。

\* どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を広く普及するために、商業者及び商業者団体にはその啓発に努めることを求めます。

### (6) 自転車交通マナーの向上

警察署や交通安全協会と連携し、小中学生を対象とした交通安全教室や一般を対象とした自転車安全利用講習会の内容の充実や対象者の拡大、マナーアップキャンペーンの実施などを通じて、自転車利用者のルール・マナーの遵守意識の向上を図ります。

### (7) 情報アクセスの整備

ホームページでのアクセシビリティの向上や、図書館などへの音声読み上げ機、拡大読書機の設置など、全ての人が必要な情報を容易に得ることができるよう多様な手段を活用した情報提供サービスの拡充を図ります。

### (8) サポート体制

地域での自立生活を促進するため、障害のある人の人権と主体性を基本としつつ、日常生活を支える様々な支援が地域の中で提供されるよう、地域社協をはじめボランティアやNPOなどの地域福祉活動の育成支援などを通して、支援ネットワークづくりを進めます。

### (9) 協力体制

- \* 今後この基本構想を実現して行くにあたり、各事業者の連携と協力を図るため、事業者との会議の場を設けます。
- \* 道路管理、ムーバス事業、自転車対策、まちづくり、連続立体交差事業、障害者福祉、高齢者福祉及び地域福祉等の関連部署との情報共有を行い、連携を図ります。

## 5. 目標年次

平成32年度を目標年次としますが、長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかにする観点から、特定事業では展望期まで示すこととします。

前期：平成23～27年度

後期：平成28～32年度

展望期：平成33年度～